

年 月 日

会津若松市長 あて

申請者の住所

申請者の氏名

電話番号 - -

### 実績報告書

標記補助金に係る事業実績について、会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付決定番号	会津若松市 ( ) 指令 第 号		
交付決定額	円	総事業費	円
補助対象額 <sup>(注1)</sup>	円	補助額	円
補助事業の内容	住宅所有者氏名 (フリガナ)	生年月日 性別	設置場所 (住所表記)
	登録事業プランの名称		契約期間
			年 月 日 から
			年 月 日 まで
太陽光発電設備	発電出力 (太陽電池、パワコンのうち出力の低い方。小数点以下切捨て)		
	kW		
	太陽電池モジュールのメーカー名	太陽電池モジュールの型番	
	パワーコンディショナーのメーカー名	パワーコンディショナーの型番	
蓄電池	蓄電容量 (Ah 及び kWh の両方を記載)		
	Ah kWh		
	蓄電池のメーカー名	蓄電池の型番	
電力の自家消費割合 <sup>(注2)</sup>	%	余剰電力の売電先 <sup>(注3)</sup>	
事業完了日	年 月 日		

注1 補助金交付の対象となる経費は、設備稼働のために必要最小限の範囲であって、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事の経費とします。設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

注2 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類によって算出された電力の自家消費割合を記入します。家庭用においては30%以上、その他業務用においては50%以上を、当該設置される太陽光発電設備で発電される電力の自家消費により賄う必要があります。

注3 余剰電力の売電先となる小売電気事業者名を記入してください。また、系統連系していることが分かる書類は、一般送配電事業者との協議に用いる発電計画に関する書類の写し及び余剰電力の売電に係る契約先及び契約内容が確認できる書類とします。系統連携を行わない独立型の発電設備の設置を予定される場合は、事前にご相談ください。

収支予算書

収入

科 目	金 額 (円)	摘 要
補助金	円	会津若松市脱炭素先行地域における脱炭素化推進補助金
自己資金	円	自己資金
	円	
合 計	円	

支出

区 分	費 目	細 分	金 額 (円)	摘 要
工事費	本工事費 (直接工事費)	原材料費	円	
		労務費	円	
		直接経費	円	
	(間接工事費)	共通仮設費	円	
		現場管理費	円	
		一般管理費	円	
	付帯工事費	—	円	
	機械器具費	—	円	
測量及び試験費	—	円		
設備費	設備費	—	円	
補助対象経費 計			円	
補助対象外経費			円	
合計			円	

※収支予算書については、この様式によらず、必要事項を記載したものに替えることができる。

<添付書類確認欄> ※実績報告書提出前にチェックを入れてください。

No.	添付書類	チェック
-	補助金実績報告書（第10号様式）（本報告書）	<input type="checkbox"/>
①	所要額等計算書（第10号様式別紙1）	<input type="checkbox"/>
②	太陽光発電設備の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等	<input type="checkbox"/>
③	蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等	<input type="checkbox"/>
④	太陽光発電システムの設置状況を示す写真	<input type="checkbox"/>
⑤	太陽光発電システムを設置した建物の全景写真	<input type="checkbox"/>
⑥	太陽光発電システム設備を設置した建物と設備の設置状況を示す配置図（設備の型番、設置数、設置位置、出力等を明示してあるもの）	<input type="checkbox"/>
⑦	設置した太陽光発電システムの型番を示す写真（契約書に型番の記載があれば省略可能）	<input type="checkbox"/>
⑧	登録事業プランに係る契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑨	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

<記入・提出するときの注意点>

- (1) 交付決定番号は、「補助金交付決定通知書」に記載されています。「補助金交付決定通知書」を確認のうえ、記入してください。
- (2) 鉛筆、消えるボールペンで記入した場合は文字が消えて確認出来なくなる場合がありますので、消えないペンで記入してください。
- (3) 実績報告の内容の確認をすることがありますので、本報告書のコピーをとり、補助金の交付もしくは補助事業の廃止まで保管してください。